

# 「2014年 基礎答練 国民年金法」から

第46回社労士試験【選択式】国年法 空欄A及びCの出題が**的中**しました!!

## LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14621 p.3]

<基礎答練 国年法 問3-B及びC>

2 政府は、少なくとも 、保険料及び国庫負担の額並びに国民年金法による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という)を作成しなければならない。

財政均衡期間は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね  とする。

(解答  → ⑬5年ごとに)

(解答  → ②100年間)

## 本試験出題はこうでした!

第46回 社労士試験 問題  
【選択式】 国民年金法 【空欄A及びC】

1 政府は、少なくとも  年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びに国民年金法による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支について、その現況及び  期間における見通しを作成しなければならない。

この期間は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね  年間とする。

(解答  → ②5)

(解答  → ⑧100)

的中!